

第31回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成28年6月14日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 （家庭裁判所委員会委員）
宇治橋淳，岡本かおり，上鹿渡和宏，北川和彦，白井幸夫，関良徳，
土屋ゆかり，永村知美，宮村泰之，柳澤伊佐男，山浦悦子
(五十音順，敬称略)

（説明者）

上席裁判官，首席書記官，主任家庭裁判所調査官

（事務局）

首席家庭裁判所調査官，次席家庭裁判所調査官，事務局長，事務局
次長，総務課長，総務課課長補佐

4 テーマ

少年事件手続の教育的機能について

5 議 事

(1) 新任委員の自己紹介：柳澤委員，岡本委員，土屋委員，永村委員及び宮村委員

(2) 議事の進行について

本日の委員会の一般傍聴者（弁護士2人）による傍聴を承認した。

本日の委員会の報道関係者による取材を承認した。

(3) 議事概要の発言者の表記について

今後の議事概要について，発言者を特定する形で記載することとされた。

(4) 少年事件手続の教育的機能についての説明・少年審判廷の見学

[説明（上席裁判官，首席書記官，主任家庭裁判所調査官）]

(5) 質疑・感想

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，□：説明者，■：事務局】

説明者等に対し，説明内容に関する質問がされたほか，次のとおり意見交換があった。

○ 裁判所が少年事件の教育的な働き掛けを重視していることは理解できたが，選挙権の年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ，少年事件の対象年齢の引き下げについてはどのような検討がされているか伺いたい。

(宇治橋委員)

● 立法について裁判所は意見を述べる立場にないが，少年事件の対象年齢の引き下げについては，選挙権の年齢が引き下げられたように少年の成熟年齢も早まっていることから少年事件の対象年齢を引き下げるべきだという考え方で，20歳ではまだ未成熟な面もあり対象年齢の引き下げは時期尚早だという考え方があり，どちらの考え方が主流というわけではないようである。なお，実務においては，実際問題として18歳や19歳の少年は，年長少年と呼ばれ，年齢に見合った処遇が選択されているようである。

(白井委員)

○ 統計上，少年犯罪は低年齢化しているのか伺いたい。

(関委員)

■ 手元に統計データの資料を持ち合わせていないのではっきりとは言えないが，長野は，全国に比べ，少年犯罪の低年齢化は進んでいないようである。

(事務局長)

○ 少年事件における教育的な働き掛けは，本庁では充実していることが分かったが，支部でも本庁同様に行われているのか伺いたい。

(北川委員)

□ 支部においても，本庁同様の教育的な働き掛けを実施するようにしている。

ただし，少年事件が少ないため，一定数の対象少年がいることが前提となる

働きかけ、例えば本庁で行われている講習型の教育的な働きかけが支部では行いにくいことがある。

(主任家庭裁判所調査官)

- 本庁と支部が同様の教育的な働きかけを行えるよう配慮している。例えば、医師等による保健指導は全庁共通であり、美ヶ原高原合宿も全庁合同での開催となっている。また、少年事件が少ないために本庁と同じ教育的な働きかけを行えない場合でも、家庭裁判所調査官が様々なツールを活用し、本庁と同様な教育的効果が得られるよう配慮している。

(首席家庭裁判所調査官)

- 重大犯罪を犯した少年に対しても、教育的な働きかけを行っているのか伺いたい。

(柳澤委員)

- 例えば、傷害致死といった重大犯罪の場合には、事案の個別性が高いこともあって、裁判所の教育的な働きかけだけではなかなか効果が上げられないため保護処分によることが多いようである。裁判所の教育的な働きかけは、主に少年事件の約7割を占める審判不開始事件や不処分事件の対象の少年について、より重大な再非行をしないよう予防するように働き掛けることを重視している。

(白井委員)

- 非行の種類によって被害者の感情もかなり異なると思われるが、被害者の感情を少年により理解させるため、非行の種類に応じて異なる教育的な働きかけを行っているのか伺いたい。

(岡本委員)

- 少年事件では、成人事件と異なり、被害者の関わり方も少年の更生に資するという観点がより強い。そのため、被害を考える会で万引を取り上げることを例に挙げれば、万引の結果どのような被害が生じ、その被害の結果、被

害者にどのようなことが起こるのかを想像できない少年が多いので、そのような想像ができるように、すなわち共感性を持つことができるように、被害者の感情等を聴かせることになる。また、過失犯の交通事故の場合には、被害者の感情等を聴くことで、ちょっとした気の緩みが重大な結果を招くことを理解させるようにしている。

このように、非行の種類に応じて、被害者の状況や感情を少年に理解させる意味は少しずつ異なると思われる。

(白井委員)

- 性非行の被害者の感情を少年により理解させるため、どのような教育的働き掛けを行っているのか伺いたい。

(岡本委員)

- 性非行の被害者には、封書で被害感情を照会するので、それを少年に伝える場合が多い。被害者の希望により面接で被害感情を聴取して少年に伝える場合もあるが、性非行の被害者は、被害について語ることで、二次被害を受けることもあるので、被害者への対応は相当な配慮を行っている。

(首席家庭裁判所調査官)

- 私は、以前は児童精神科医として児童相談所で少年の診察を行っていた際に、福祉や医療では対処できなかった少年が、裁判所の教育的な働き掛けによって更生し落ち着きを取り戻したという経験があるが、その経験からも家庭裁判所調査官が調査だけでなく介入もし、その介入方法も多彩で少年のソーシャルワーカーとしての働きも行っていることを理解できた。

また、補導委託制度は、短期間のケアを中心とする海外の里親制度（フォスターケア）に類似しているようだが、長野県内ではどれくらいの団体が登録し、実際にどのくらい利用されているのか伺いたい。

(上鹿渡委員)

- 長野県内では、約20箇所が登録されている。少年事件が減少しているた

め利用実績は減少しているが、毎年、短期の補導委託の利用実績はある。

(主任家庭裁判所調査官)

- 少年事件手続の教育的機能を高めるためには、家庭裁判所調査官の介入の回数を増やすことが重要であり、そのためにも補導委託制度等を積極的に活用すべきである。また、少年には、教育を越えて生活全般の指導が必要になると思われるが、補導委託制度では、福祉や医療では実現できない、ここが自分を更生させる最後の場所だという覚悟を少年や両親に与える大変有用な枠組みと考える。

児童福祉法が改正され里親の役割が重視されるようになったが、里親にしても補導委託制度にしても、各制度に関わる人達は重複すると思われるので、両方の制度が互いに高め合うような枠組みを築いていくことが望ましい。

(上鹿渡委員)

- 教育的働き掛けの対象となる少年は、自分が社会から認められていないと感じていることも多いと思うので、家庭裁判所調査官といった専門家の支援とは別に、年の離れた友人のような関係を築くことできる民間ボランティアによる支援も重要だと考える。もっとも、最近では、ボランティア活動に参加する人が減少しており、支援をしてくれるボランティアを見つけにくい状況にあるようである。

(土屋委員)

6 次回議題

裁判所職員の研修について

7 次回期日

平成28年11月15日(火)午後3時